

別紙

2023年5月2日

証拠説明書

原告

被告 国

原告訴訟代理人

弁護士 近 藤 博 徳



弁護士 椎 名 基 晴



弁護士 仲 晃 生



弁護士 仲 尾 育 哉



東京地方裁判所 御中

記

書証 番号	標 目	作 成 者
	立 証 趣 旨	
1	戸籍謄本	
	原告が生来的に日本国籍を取得した事実、原告の両親と特別養子縁組をした事実、原告の名の変更の事実	
2	英国市民登録証明書（写）	英国政府
	原告が に英国国籍を取得した事実	
3	「国籍法（第三版）」法律学全集（抄）	江川英文・山田鐔一・早田芳郎、有斐閣

	国籍の「志望取得」及び「当然取得」の意義（１３２頁）、国内管轄の原則（１６頁）、国籍唯一の原則（１８頁以下）など	
4	戸籍時報６９８号	日本加除出版(株)
	ペルー憲法５２条第２段及びペルー国籍法２条３号について法務省民事局がペルー国籍の志望取得の規定であるとの解釈を示していた事実	
5	戸籍時報７２２号	日本加除出版(株)
	ペルー憲法５２条第２段及びペルー国籍法２条３号について法務省民事局がペルー国籍の生来的取得の規定であると解釈を改めた事実	
6	戸籍時報７３４号	日本加除出版(株)
	アルゼンチン市民法１条２項について法務省民事局がアルゼンチン国籍の生来的取得に関する規定であるとの解釈を示した事実	
7	戸籍時報７３８号	日本加除出版(株)
	スリランカ市民権法５条１項について法務省民事局がスリランカ国籍の生来的取得に関する規定であるとの解釈を示した事実	
8	「国際私法(総論)・国籍法」法律学全集５９巻（初版）	池原季雄・江川英文・山田鐸一、有斐閣
	法１１条１項による日本国籍喪失の根拠について、「自己の志望によって外国の国籍を取得するということは、その反面、当然に従来の国籍を放棄する暗黙の意思があると認めるべきであるからである。」（５９頁）と述べている事実	
9	昭和５９年５月１０日参議院法務委員会会議録第６号	参議院事務局
	国会において、枇杷田政府委員が「国籍を持つ権利といえますのは、現にその国の国民であるという者、すなわち先ほどの概念で申し上げますと、国家の構成員であるという地位に既に立っている者を、その構成員でなくなすということにつきましては、ほしいままに自分の持っている国籍を奪われないという意味では一つのはっきりした権利といえようかと思います。」（３頁第４段）、「我が国の国籍法におきましては、日本の国籍を保持している者について、本人の意思なしに日本の国籍を失わせるという規定は設けておりません。」（４	

	頁第２段）等と各答弁した事実	
1 0	「国籍法（新版）法律学全集５９－Ⅱ	江川英文・山田鐸一・早田芳郎、有斐閣
	法１１条１項による日本国籍の喪失について「厳格に言えば、個人の意思に基づく国籍の喪失ではないことはいうまでもない。」と述べている事実（１２０頁）	
1 1	逐条註解国籍法	木棚照一、日本加除出版(株)
	法１１条１項による日本国籍の喪失について、「志望による外国国籍の取得によって自動的に生じる効果とみるべきであるから、個人の意思による国籍の喪失と区別すべきである。」（３３９頁）と述べている事実、法定代理人による外国国籍の志望得取得による子の日本国籍喪失についての行政先例の紹介（３５４頁）、法１８条の適用においては親権の共同行使が必要である旨回答した行政先例の紹介（３５５頁）	
1 2	民法修正案理由書附法例修正案国籍 法案不動産登記法案各理由書	博文館
	旧２０条の立法趣旨について、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ国籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス国籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」（６６頁乃至６７頁）と説明されていた事実	
1 3	「国籍法」	實方政雄、(株)日本評論社
	「国籍自由の原則の承認」の甲で「外国帰化に依る国籍喪失を認め…ているのは、即ちこの原則の発言である。」（６頁）と述べている事実、及び旧法２０条の趣旨について「日本人が其の志望によりて外国の国籍を取得した以上、既に日本人足ることを欲しないのであるから、国籍非強制の原則の建前上之を依然日本人として強制し置くことは適當でなく」と述べている事実（５７頁）	
1 4	「国籍法・下巻」	平賀健太、帝国判例法規出版社
	改正前法８条について、憲法２２条２項が保障する広義における国籍離脱の自由に関する規定であると述べている事実	
1 5	「外事法・国籍法」	黒木忠正・細川清、(株)ぎょうせい

	改正前法8条について、「国籍離脱の自由を保障する憲法の規定（憲二二Ⅱ）を受けて国籍離脱の自由の一場合として、外国の国籍の取得により当然に日本の国籍を喪失するもの」と述べている事実	
16	「国籍法逐条解説」	田代有嗣、日本加除出版(株)
	法11条1項の立法目的である「国籍離脱の自由の保障」に関する説明内容	
17	韓国国籍法	(株)明石書店
	韓国国籍法5条が原国籍の離脱を帰化の要件としていない事実	
18	「国籍法・上巻」	平賀健太、帝国判例法規出版社
	国籍法制に関する国内管轄の原則及び国籍唯一の原則について述べた事実（95頁乃至96頁、100頁）	
19	「いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか」日本法学51巻4号	永田誠、日本大学法学部
	国籍立法に関する国際法上の原則は国内管轄の原則のみであり、国籍唯一の原則は国内の立法政策の問題であることを述べた事実	
20	「国籍単一の原則に対する疑問」国際法外交雑誌83巻3号	芹田健太郎、(財)国際法学会
	国籍唯一の原則が国家への忠誠義務の衝突を避けることを最大の目的としていると述べられている事実	
21	「重国籍－我が国の法制と各国の動向」レファレンス634号	岡村美保子、国立国会図書館
	諸外国の国籍法制の動向に関し、「いまや必ずしも「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とされているとはいえない状況にある」と述べている事実	
22	「最近における諸外国の国籍法の改正の動向－両性の平等との関係を中心として－」	田中康久（法務省民事局第五課長）
	複数国籍の取り扱いは各国の立法政策により様々である旨が述べられている事実	
23	「国籍の任意取得による重国籍－特	国友明彦、(財)国際法学会

	にスイス法とストラスブール条約についてー」（国際法外交雑誌 93 巻 5 号）	
	スイス国籍法 17 条の廃止の議論や 1963 年ストラスブール条約の改定の議論において国籍が個人のアイデンティティの重要な要素であることが確認された旨を述べた事実	
24	「英国人にさせられた日本人」アステイオン 89 号 82 頁以下	鈴木章悟、アステイオン編集委員会
	未成年の間に日本国籍を喪失し、成人後にそのことを知ったときの喪失感を吐露した事実	
25	1984（昭和 59）年 4 月 3 日衆議院法務委員会議録第 5 号	衆議院事務局
	枇杷田政府委員が、改正前法の下で年間約 2800 人の複数国籍者が発生していた旨、法改正により毎年約 12000 人の複数国籍者の発生が予測される旨（5 頁第 1 段）、選択催告制度の目的は複数国籍者に熟慮の機会と手続保障を与えることにある旨（6 頁第 3 段）、税金については所得の生じたところで課税されるので差異はなかろうと思う旨（12 頁第 4 段）、未成年の国籍選択の期間について、未成年者には複数国籍による弊害は生じにくいので成人に達して十分判断能力ができてからさらに 2 年の熟慮期間を与えるという考え方をとっている旨（13 頁第 4 段）、これまで複数国籍者について外交保護権の衝突が具体的に問題となった先例はない旨（25 頁第 4 段）、各答弁した事実	
26	法制審議会国籍部会第 2 回会議議事速記録	法務大臣官房司法法制調査部
	1984 年法改正の改正作業の過程で、法務省担当者が、兵役義務のない我が国において忠誠義務違反ということが具体的にどのような問題になるのか明らかでない旨を述べている事実（42 頁乃至 43 頁）	
27	平成 16 年 6 月 2 日衆議院法務委員会議事録第 33 号	衆議院事務局

	国会において、房村精一政府委員（法務省民事局長）が、複数国籍による弊害として忠誠義務の衝突、外交保護権の衝突、重婚の発生の３点を挙げつつ、『最近におきまして、私どもとして、具体的に重国籍で何らかの問題が生じたという事例は把握しておりません。』と答弁した事実（９頁第３段及び第４段）、「国籍を喪失するということは、その人にとって非常に大きな意味がありますし、家族関係等にも大きな影響を及ぼすというようなことから、これは相当慎重に行うべき事柄である」ので選択催告を行うことは控えている旨を答弁した事実（１０頁第４段）、平成１４年には新たに約３３，０００人の複数国籍者が発生し、昭和６０年乃至平成１４年の累計で約４０万人の複数国籍者が発生している旨を答弁した事実（９頁第２段、第４段）	
２８	平成２１年５月１２日衆議院法務委員会会議録第１０号	衆議院事務局
	国会において、倉吉政府委員が、国籍選択催告の先例がないこと、国籍喪失が本人やその家族等に重大な影響を及ぼすことから慎重に対処する必要がある、国籍選択は本人の自発的な意思に基づいてなされるのが望ましいこと、但し、将来的に複数国籍の弊害が現実化し、我が国の国益が著しく損なわれるようなケースが生じた場合には、催告の必要性を検討しなければならない、と答弁した事実（６頁第２段から第３段）	
２９	「日台複数国籍者の国籍選択に関する人権救済申立事件調査報告書」	日本弁護士連合会
	法１６条が訓示規定であって強制力はなく、実際に外国国籍離脱の履行状況について調査したことはない旨を被告が述べている事実（４頁乃至５頁、１４頁）	
３０	法制審議会国籍法部会第１０回会議事速記録	法務大臣官房司法法制調査部
	１９８４年法改正の際に選択催告制度を採用した経緯の説明（５頁）	
３１	「国籍選択制度に関する意見書」	日本弁護士連合会
	日本弁護士連合会の照会に対し、法務省が「国籍選択の履行は、複数国籍者の自発的な意思に基づいてされるのが望ましい」と回答した事実（１０頁）	

3 2	1 9 8 4 年 4 月 1 3 日衆議院法務委員会議録	衆議院事務局
	枇杷田政府委員が、「国籍が権利であるかという点につきましては、一たん与えられました国籍がその国の主権によって恣意的に奪われることがあってはならないという意味では権利だろうと思います。」と答弁した事実（4 頁第 3 段）、改正附則 3 条は国籍選択を強制するものではないか、との質問に対し、「既に日本の国籍を選択したと同じ状態で考えますということにしている」どちらかの国籍に決めることを「しなかったからといって日本の国籍の方を失わせる、そういう手続にはのせません」「制度全体から見ますと、強制をしているという考えは私どもはとっておらない」等と答弁した事実（5 頁第 2 段）、「選択の宣言をした方については外国の国籍を離脱するように努めてもらいたいという訓示規定を置いてそういう御努力を願う。」旨答弁した事実（1 4 頁第 3 段乃至第 4 段）、「何が何でも一つのものにしてしまおうということではなくて、ご当人の意思をも尊重しながら、なるべく国籍唯一の原則が全うできるような具体的な方策を選んで法案にまとめた」旨答弁した事実（1 4 頁第 4 段）	
3 3	選択制度 与党見直し検討へ 重国籍者 4 6 万人超に	時事通信社
	時事通信社が発行する雑誌「時事トップコンフィデンシャル」（2 0 0 7 年 1 月 1 9 日付）に、表記の表題の記事が掲載された事実	
3 4	「二重国籍、日本に「8 9 万人」 世界は容認、企業に利点」NIKKEI STYLE	日経新聞社
	2 0 1 8 年 9 月に、政府が、国籍の選択を予定する人の数を約 8 9 万人と推計している旨の報道がなされた事実	
3 5	「国籍法改正に関する中間試案」ジュリスト 7 8 8 号	有斐閣
	1 9 8 4 年改正の中間試案では、選択期限内に国籍選択をしない者は日本国籍を喪失するとの案が示されていた事実	

3 6	「憲法」 (第3版)	佐藤幸治、青林書院
	「国籍離脱の自由の保障は、いわば非任意的大結社たる国家からの離脱を認めるもので、個人の精神の独立に究極の価値を置いて国家を捉える立場の帰着点といえるものである。」と述べられている事実 (554頁乃至555頁)	
3 7	最高裁判所判例解説	寺岡洋和
	平成27年最判に関する判例解説。「国籍を保持する権利の具体的内容は判然としない」等の批判が述べられている事実 (注23)	
3 8	「憲法Ⅰ 基本権」	渡辺康行・穴戸常寿・松本和彦・工藤達朗、(株)日本評論社
	国籍を離脱しない自由が憲法22条2項により保障される旨述べている事実 (321頁)	
3 9	「注釈日本国憲法(2)」	長谷部恭男編、(株)有斐閣
	米国最高裁判例を紹介しつつ、国籍を保持する権利の保障を原則とすべきである旨述べている事実 (45頁)	
4 0	「憲法1人権〔第5版〕」	渋谷秀樹・赤坂正浩、(株)有斐閣
	国籍を離脱しない自由が憲法22条2項により保障される旨述べている事実 (14頁)	
4 1	「国籍を離脱させられない自由—国籍法11条1項による日本国籍のはく奪—」法と政治69巻2号	柳井健一、関西学院大学法政学会
	憲法22条2項が国籍を離脱しない自由を保障するとの立場から、「国籍法11条1項は、第一次的には、あくまで国籍単一の原則の採用を明示する抽象的・一般的規定と解するべきことが憲法的見地から見た場合には合理的な解釈である。」(224頁)と述べている事実	
4 2	2019年9月23日付意見書	近藤敦
	東京地方裁判所平成30年(行ウ)第93号、第98号乃至第104号国籍確認等請求事件において提出された意見書。憲法22条2項が「自己の意思に反して国籍を離脱しない自由」をも保障する旨述べている事実 (9頁)	
4 3	2021年5月3日付意見書	近藤敦

	東京高等裁判所令和３年（行コ）第２６号国籍確認等請求控訴事件において提出された意見書。憲法２２条２項が「自己の意思に反して国籍を離脱しない自由」をも保障する旨述べている事実（２頁）	
４４	令和３年１２月１７日参議院予算委員会議録第２号	参議院事務局
	金子政府参考人が、複数国籍者の正確な把握は困難である旨答弁した事実（４頁第４段乃至５頁第１段）	

以 上